

健 発 0927 第 5 号
令和元年 9 月 27 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

予防接種法施行令等の一部を改正する政令の施行について (施行通知)

予防接種法施行令等の一部を改正する政令 (令和元年政令第 116 号) については、令和元年 9 月 27 日に公布され、令和元年 10 月 1 日から施行されることとなったところ です。

その改正の内容は下記のとおりですので、貴職におかれましてはこれを十分御了知の上、貴管内市区町村 (保健所を設置する市及び特別区を含む。) に対する周知をお願いいたします。

記

1 予防接種法施行令 (昭和 23 年政令第 197 号) 第 18 条に規定する給付の額は以下のとおりであること。

(1) A 類疾病に係る定期の予防接種及び臨時の予防接種 (予防接種法 (昭和 23 年法律第 68 号) 第 6 条第 3 項に規定する臨時の予防接種 (以下「第三項臨時予防接種」という。) を除く。)

	改正前の額	改正後の額
ア 葬祭料	206,000 円	209,000 円

(2) B 類疾病に係る定期の予防接種

	改正前の額	改正後の額
ア 葬祭料	206,000 円	209,000 円

(3) 第三項臨時予防接種

	改正前の額	改正後の額
ア 葬祭料	206,000 円	209,000 円

- 2 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令（平成 21 年政令第 277 号）第 12 条第 1 項に規定する給付の額は以下のとおりであること。

	改正前の額	改正後の額
ア 葬祭料	206,000 円	209,000 円

- 3 元号を改める政令（平成 31 年政令第 143 号）の施行に伴い、予防接種法施行令附則第 3 項及び第 4 項についても、改元に伴う改正を行うこと。

- 4 本改正による給付の額の変更は、令和元年 10 月 1 日から施行されるものであること。

- 5 令和元年 9 月 30 日以前の死亡に係る葬祭料の額については、なお従前の例によること。